

子どもの豊かな育ちを支えるためのアピール

少子化や核家族化など子ども・子育て家庭をとりまく状況が変化するなか、令和6年4月1日には改正児童福祉法が施行され、保育所・認定こども園等や保育士・保育教諭等が地域の子ども・子育て家庭にとって身近な相談先として、その専門性を発揮することが、これまで以上に期待されています。

私たちは、すべての子どもの命を守り、豊かな育ちを支えるために、保育の専門職組織の一員として、自らの人間性と専門性の向上に努めています。報道等により明らかとなった保育所・認定こども園等における不適切保育等は、子どもの権利を侵害するものであり決してあってはならないことです。私たち保育士・保育教諭等は、子どもが安心して過ごし、成長できる環境を保障する専門職であることを改めて認識しなければなりません。

また、子どもや保護者に日々寄り添う保育士・保育教諭等には、今後、「地域共生社会」やSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、他の専門職・機関とも連携した支援が求められます。そして、子どもの数が減少し、人口減少社会が本格化するなど、社会環境が大きく変化する一方、子ども虐待や貧困等の問題が深刻化するなかで、その役割はますます重要になります。

さらに、大規模災害での被災等、困難な状況下にある子どもや保育士・保育教諭等を支援する取り組みの継続も必要です。

これらのことをふまえ、私たちは、全国保育士会倫理綱領のもと、次のことに取り組めます。

- 一 私たちは、子ども主体の保育をとおして子どもの命を育み、学ぶ意欲を育てるとともに、保護者や地域の子育てを支えます。
- 一 私たちは、常に子どもの視点に立って、自らの保育を振り返り、より質の高い保育の実現に取り組むとともに、研修や実践研究等の自己研鑽をとおして、専門性の向上に努めます。

- 一 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益の保障のため、関係機関等との連携をとおして、子ども虐待や子どもの貧困等の社会問題に専門性を活かして対応します。また、私たち自身が、「子どもを尊重する」ことや、「子どもの権利擁護」についてさらに意識を高めます。
- 一 私たちは、多職種との連携のもと、一人ひとりの子どもを尊重し、個別性に配慮した保育を展開していきます。
- 一 私たちは、大規模自然災害の発生等の状況下においても子どもの育ちを守る保育士会会員に寄り添い、継続的に支援を実施していきます。

令和 6 年 11 月 21 日
第 57 回全国保育士会研究大会（高知大会）